

平成28年 3 月28日

平成28年

第 3 回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成 28 年第 3 回大田区教育委員会定例会会議録

平成 28 年 3 月 28 日（月曜日）

1 出席委員（6名）

芳 賀 淳 委 員	委員長
藤 崎 雄 三 委 員	委員長職務代理者
横 川 敏 男 委 員	
鈴 木 清 子 委 員	
尾 形 威 委 員	
津 村 正 純 委 員	教育長

2 出席職員（10名）

教育総務部長	松 本 秀 男
教育総務課長	水 井 靖
副参事（教育政策担当）	曾 根 暁 子
副参事（教育施設担当）	酒 井 敏 彦
学務課長	森 岡 剛
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	菅 野 哲 郎
副参事	長 塚 琢 磨
学校職員担当課長	佐 藤 國 治
教育センター所長	岩 田 美 恵 子
大田図書館長	五ノ井 巖 暢

3 日程

日程第 1 教育委員の報告事項

日程第 2 部課長の報告事項

日程第 3 議案審議

第 12 号議案 大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を
改正する規則

第 13 号議案 大田区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部を改正する
規則

第 14 号議案 大田区教育委員会工事施行規程の一部を改正する訓令

~~~~~  
(午後 2 時開会)

## ○委員長

では、ただいまから、平成28年第3回大田区教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、傍聴希望者がおります。委員の皆様には傍聴許可を求めます。許可してよろしい

でしょうか。

(「はい」との声あり)

### ○委員長

では、傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

### ○委員長

大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。ご協力よろしくお願いいたします。

これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしていますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に鈴木委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

### ○事務局職員

日程第1は、「教育委員の報告事項」でございます。

本日は、鈴木委員よりご報告がございます。よろしくお願いいたします。

### ○委員長

それでは、鈴木委員より報告をお願いします。

### ○鈴木委員

それでは、私のほうから報告をさせていただきます。お手元に「地域と学校の連携・協働について」という資料がございますので、それをご覧いただきながら、お聞きください。

平成28年1月12日及び13日に文部科学省の3階講堂において、「平成27年度市町村教育委員研究協議会」が開催されました。2日間、同様の日程で行われましたが、1時から初等・中等教育局長の挨拶で開会になり、企画課長から「初等・中等教育改革に関わる今後の方向性」が説明されました。

その後、横浜市教育委員会 教育委員の今田忠彦氏による講話が終わりますと、各会場へ移動し、分科会が始まりました。

分科会は、第1分科会から第6分科会までございまして、第1分科会は「新教育委員会制度」、第2分科会が「チーム学校」、第3分科会が「教育課程の改善」、第4分科会が「いじめ対策」、第5分科会が「小中一貫教育」、第6分科会が「地域と学校の連携・協働」でした。私は1日目の第6分科会、およそ2時間の「地域と学校の連携・協働」に参加いたしました。

委員には同様の資料が配付されておりますので、既に把握されておられると思います

が、それぞれの分科会の様子も含め、お聞きいただければと思います。

まず、平成27年度の12月の「中央教育審議会の答申」から説明に入りました。

新しい時代の教育や地方創生に向けた学校と地域の連携・協働のあり方と、今後の推進方策について、生涯学習政策局社会教育課及び初等・中等教育局の事務官より、71ページからなる答申内容を踏まえての説明がございました。その説明について、抜粋して報告をいたします。

まずは、「地域と学校の連携・協働について」の資料の2ページをご覧くださいと思います。

第1章では、「時代の変化に伴う学校と地域の在り方」について、地方教育行政の組織改革に伴って、学校と地域はパートナーとして連携・協働関係へ発展していく必要性と、そしてその目指すべき連携・協働の姿として挙げられたのが、一つ目は、「地域とともにある学校への転換」、二つ目は、「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築」、三つ目は、「学校を核とした地域づくりの推進」でした。

第2章では、第1章のこれからの学校と地域が目指すべき連携・協働の姿として掲げた地域とともにある学校に転換していくための持続可能な仕組みとして、「これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策」についての提言をしています。

「コミュニティ・スクール」というのは、学校運営協議会が設置している学校のことを指しており、この制度導入が平成16年からということですので、10年余りが経過しています。

コミュニティ・スクールは、地域との連携による学校運営の改善が図られるほか、教職員の意識改革や学習意欲の向上、生徒指導上の課題の解決等の成果が認識されている一方で、その取り組みが保護者や地域にあまり知られていない、あるいは、管理職等の負担が大きいというような課題もあって、制度面や改善の推進方策の検討にあたっては、課題認識も踏まえた検討を進める必要があるとしています。

「これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方」でございますが、こちらについては、11ページにイメージ図がございます。ご覧ください。この基本的な方向性については、まず、「地域の実情を踏まえた特色のある学校づくりを進めていく役割を明確化する必要がある」ということです。それから、「校長のリーダーシップ発揮の観点から、学校運営協議会委員の任命において、校長の意見を反映する仕組みを必要とする。」「小中一貫教育など、学校間の教育の円滑な接続に資するために複数校、何校かで集まって一つの学校運営協議会を設置できる仕組みが必要。』というのを挙げております。

全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべきであり、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しを含めた方策が必要なのだということを強調しており、ここを、皆さんで検討してくださいと強調して言っておられました。

このコミュニティ・スクールの総合的な推進方策としましては、「これからの学校は地域との関係を構築して、地域の人々と一体となった取り組みを進めることができるマネジメント力を備える必要がある。」「学校がチーム力、組織力などを向上させることが重要な視点である。」と、このように言っています。チーム力などの部分については、各分科

会で分かれた際に説明がありましたので、具体的にはそちらに参加した他の委員に、後日お話しただければよろしいかと思っております。

推進のための具体的な方策として、とりわけ校長については、「学校運営の最終責任者として、リーダーシップを発揮するために、まず、子どもたちや地域の実態を踏まえて、学校のビジョンを策定したり、教職員のみならず、地域住民や保護者に対して意識や取り組みの方向性を共有することを図ることが必要なのだ。」としています。

次に3ページをご覧ください。第3章「地域の教育力の充実と地域における学校との協働体制の在り方」について、説明がありました。

ここでは、「次代を担う子どもたちの成長に向けての目標を共有して、地域社会と学校が協働して取り組むことによって、地域の教育力向上につながる。地域の教育力の向上は、地域の課題解決や地域振興、さらには持続可能な地域社会の源となる。」としています。持続可能な地域社会を構築する観点から、社会教育の再生として、地域住民や団体などのネットワーク化と「地域学校協働本部」の整備を提言しています。

現状ですが、平成27年度、地域が学校と連携して行う様々な活動としては、全国9,600校で学校支援地域本部を実施。放課後子ども教室は小学校で約1万4,100校。土曜日の教育支援活動については、公立小・中・高校あわせて1万校が、地域の人材や企業等の協力を得て行われています。

これまでの「学校支援地域本部」や「放課後子ども教室」の取り組みを通じて、学校と地域の関係構築につながるなど、一定の成果は出てきております。しかしながら、それぞれの学校の活動が個別に行われていて、必ずしも活動間の連携が十分ではない。また、コーディネート機能が特定の個人に依存してしまう。持続可能な体制がつくられていないという課題もございます。さらには、地域から学校への一方方向の活動内容にとどまっている。あるいは逆の場合もあろうかと思いますが、地域の活性化に向けた取り組みは、今なお発展途上にあるのだと、そんな課題も挙がっております。

現在、「学校支援地域本部」という名称で動いているわけですが、単なる学校支援でなく、それを越えた体制整備が必要であり、連携・協働に向かって進むべきだということを言っています。

従来の「学校支援地域本部」、「放課後子ども教室」等の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」を目指す新たな体制として、「地域学校協働本部」へと発展してほしいということでございます。

さらに、「地域学校協働本部」には、「コーディネート機能」ですとか、「多様な活動」、「持続的な活動」の3つの要素が必須であり、教職員と地域住民との信頼関係が醸成されて、コミュニティ・スクールの導入につながっていく効果が期待されるということです。

それでは、「地域学校協働本部の在り方」について、14ページをご覧ください。

「地域学校協働本部」の特徴は、社会教育のフィールドにおいて、地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した任意性の高い体制としてイメージされるものだと言っています。地域学校協働本部の構築に向けては、それぞれの地域における学校との協働の進展状況に応じて、まずは、その地域と学校の子どもたちの成長にとって何が重要

であるかを共有しながら、ある程度の期間を見越したビジョンを持つことが大切であるということをおたっておりま。一長一短ではなかなか難しいということですので、これについては、緩やかなネットワークというような表現がされており、地域性に合わせた無理のない形で進めていったらよろしいというように言われました。

また、地域学校協働本部とコミュニティ・スクールとの関係は、両者が補完し高め合う存在として相乗効果を発揮していくことが必要であり、地域学校協働本部のさらなる機能の強化としては学校、教育委員会、そして教育委員会だけではなくて首長部局、つまり、大田区であれば区長部局との連携強化を推進することなどの説明がありました。

しかしながら、このような協働体制を目指すにあたっては、まず、地域住民等による学校支援の取り組みによって、地域との接点がつくられ、地域と学校が子どもの教育に関わることを通じて、お互いの信頼関係が醸成されていく中で徐々に形成されていくものであることを留意する必要があることとしています。

次に、この地域における学校と協働のための取り組みの推進といたしましては、体制の整備、活動の充実が必要であります。

まずは、既に様々動いていただいておりますけれど、地域の複数のコーディネーターとの連絡・調整を行う「総括的なコーディネーター」を配置する。その機能の強化が必要ですので、地域コーディネーターの持続可能な体制の整備や人材の確保及び育成、それから資質の向上が挙げられております。また、地域コーディネーターというのは、地域の協力者であることが望ましいですということも言っております。地域・学校協働活動の内容の充実と活動場所の確保、幼稚園・高等学校、特別支援学校などの特性を踏まえた取り組みの推進、家庭教育支援の充実や安心して子育てできる環境の整備や福祉等の連携を推進するなど挙げられております。

以上のような取り組みの推進に対して、国、都道府県、市町村による推進の方針としてはどうなのだとおたったときに、国の予算などについても多く関係してくるわけですが、資料の17ページから22ページに、それぞれの活動の中の予算組みについて示されておりますので、何をどのぐらいおたっているのかということについては、後ほどご覧いただければおたいます。

いずれにしても国の場合は、制度面、財政面について国・都等との連携をとりながらやっていく部分がございますので、条件整備や質の向上に向けた方策を実施していくことです。我々都道府縣市町村については、首長部局との連携・協働のもとで、ビジョンの明確化をしっかりと示すこと、それから計画の策定、推進活動の支援、住民等による情報提供や理解促進の活動や学校等に関わる活動の推進、このようなことを実施していくこととなります。ちなみにコミュニティ・スクールの予算だけ申し上げますと、27年は1億5,700万円、28年は1億6,000万円。後ほどの質疑応答を聞いた話では、このうち3分の1が国の補助ということになるようです。

次に、「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働本部」の一体的・効果的な推進の在り方についてです。コミュニティ・スクールと地域学校協働本部が相互に補完し、高め合う存在として相乗効果を発揮していくための在り方としては、一体的・効果的な推進の提言をいたしております。

具体的には、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の推進にあたって、重要なこ

とは、まずは学校と地域の特色を生かす。それから、学校と地域が共に考え、地域全体が当事者として参画をしていくということであり、従前の自立的、主体的な取り組みを生かしながら、連携・協働して行う企画運営や活動を大切にしていくことであるということです。すなわち、両者の関係につきましては、一律に示されるものではなく、当該学校や地域の置かれた実情、それからその経緯、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制を構築していくことが大切であるということを言っています。

2時間の間、以上のような細かい説明がたくさんあったため、質疑・応答の時間が少なくなりました。「どうしても、ここを聞きたいということがあれば残ってお聞きしますよ」というようなことをおっしゃられましたが、一つ二つ、質問が出されても、結局は、すでに説明された話を再度の説明するという状況でした。

まずは財政面等について「推進のための支援はどうするのか。」というものでした。国はコミュニティ・スクールの導入に伴う教職員の負担をまずは軽減して、子どもと向き合う時間を確保するための体制の整備の充実を挙げています。それから、事務機能の強化、教職員の加配措置、それから財政的な措置の充実を挙げています。そのほかに、また、実証検視に対する支援などのほかに学校現場における業務改善のためのガイドラインを活用した研修の実施をすとか、財政的な支援の部分では、先ほど申し上げた補助金の説明をしておりました。補助金についてはコミュニティ・スクール導入等の促進事業においては、国が3分の1を補助して、3分の2が地方負担部分、地方財政措置がとられているとの説明がございました。

続いて、既に様々な活動をしているわけですが、「既存の活動との整合性はどうするのか。」という意見がございました。これに対しては、「地域やPTAの学校支援としての活動は、現在の体制の継続と向上をそのまま図ってください。地域性の進展状況に応じて、その地域の特色を生かしたコミュニティ・スクールの文化を定着させていくことが重要。」との回答でございました。

以上のような説明を受けて、大田区のことを考えてみますと、教育委員会制度の改革において、大田区も総合教育会議が設置されました。教育に関する『大田区教育大綱』が策定されたばかりですが、副題を「家庭、地域、学校が連携した生きる力の形成をめざして」として、『地域と共に歩む学校』それから、『家庭や地域と連携・協働する教育』など、また「家庭、学校、地域及び行政がそれぞれの役割と責任のもとに連携し、地域ぐるみで子どもたちの成長を支えていく」といった文言が盛り込まれております。

現在、地域住民が学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」が設置されておりますが、そのほか、「放課後子ども教室」と「学童保育」、それから「おたっ子ひろば」などの事業の推進が図られています。

子どもたちの教育環境を取り巻く状況において、大田区も地域社会や家庭の教育力の向上が必要であると考えております。

例を挙げますと、ある学校支援地域本部の広報紙では、支援活動の紹介や様々な事業のボランティアの募集、それから地域の教育資源情報をお願いしますというような内容のものを地域に配布しております。それぞれの学校で地域とともに努力をしている姿がうかが

えますけれども、大田区として今後の地域と学校の連携・協働のあり方を、大田区の子どもたちに対してどうすべきかということを考えたときに、学校支援地域本部の現況をお聞かせいただければありがたいと思っております。

以上で報告を終わります。ほかの委員の方々からも次の機会に分科会のお話を参考としてお伺いできればありがたいと思います。

## ○委員長

どうもありがとうございました。

ただいまの報告にご意見・ご質問はありますか。

## ○尾形委員

大田区教育委員会は全ての学校で地域教育連絡協議会、そして学校支援地域本部を立ち上げて、地域とともにある学校づくりを推進しているわけです。これはとてもいい方向だなと思っています。各校では学習支援や環境整備、それから、子どもの安全確保、学校行事の支援などに取り組んでいただいて、本当に敬服しております。

私は3月に小・中学校の卒業式、それから洗足区民センターの「桜まつり」、「ヤングフェス - Oh!! 盛祭 -」、「池上スポーツGOMI 拾い大会」、それとある小学校の「お別れコンサート」に参加させていただきました。それらに参加したときにも、本当に学校と保護者・地域・関係機関と、そして子どもたちが一体となって、一緒になって力を合わせている、連携しているという様子が見えて、本当によかったなというふうに思っております。

さらに、組織や体制などを充実、強化、進化させるためには、第一に全ての学校で地域教育連絡協議会、学校支援地域本部に、ある程度の教育の専門家を入れて、そして全ての子どもに基礎・基本の学力を定着させる、そういう支援システムが必要なのではないかと思います。

また、第二に、もっと大田区という同僚性を高めていく必要があるのではないかと思います。学校支援地域本部や地域教育連絡協議会などで、特にモデルとなる学校の取り組みなどについて交流会などをして報告することにより、全ての学校で取り組みを高めていく、そんな同僚性が必要かなと、そのようなことを思っております。

以上です。

## ○副参事（教育政策担当）

私のほうから、ただいまのご議論にいささか情報をつけ加えさせていただきたいと思っております。ただいま、鈴木委員からのご質問、学校支援地域本部について、少し補足をさせていただきたいと思っております。

学校支援地域本部は、平成25年度に全小中学校に設置をしております。地域の協力関係は、今、委員のご議論の中でも出てまいりましたが、本部の部員として参加をする以外にもサマースクール、夏のわくわくスクールといったところへの講師としての参加、あるいは新入生の集団登校の見守りへの参加といったところで、それぞれの学校、地域に根ざした教育環境の構築がなされておるところであります。また、珍しいところでは中学生の英



検の面接対策に、地域の方にご協力をいただいているといった事例もございました。

さらに、現在、コーディネーターを置いておりますけれども、区教育委員会のほうでコーディネーター主催の研修というのを行い、基本的なところをお伝えするとともに、最近、各地区で自主的なコーディネーターの情報交換会を行い、今、尾形委員がおっしゃられたような、我校ではこういうことをしている、あるいはこういうことで困っているというようなことを持ち寄って、お互いに悩みを交換しあい、こうしたらいいのだと元気づけ合ったりしているところでございます。

また、学校との連携関係について述べるならば、入学式等にご紹介をいただくことは当然のことながら、例えば、今、尾形委員がおっしゃられた情報紙、これによって協調性が図られたり、また、学校によっては地域連携の担当窓口が教員であるところ、学校長のもとに置いてあるものではございますが、実際、動ける教員を置いているというところがございます。

今後、いささかコーディネーターの方から寄せられていること、あるいは私どもが把握していることとして、やはり設置から大分長くなっているものもございます。そうなりますとコーディネーターの世代交代といったところが非常に大きな課題となっております。長いところで平成21年度にもうモデル事業で開始したところも結構ございます。次の方をという、PTAのように自動的に人が入れかわるわけではないので、このあたりが難しいように聞いております。

また、学習支援活動そのものに入るということは、なかなか教育の専門家ではないコーディネーターにとっては、学校とどうやってお話をしたらいいか、また学校の先生は多忙でもございますので、話す時間もとれない。そういったところでどうしていったらいいのかというのは、今後、大きな課題であると思っております。

私の方から、情報提供を申し上げます。

## ○委員長

今の話を受けて、また引き続き協議会等でご議論していきたいと思っております。

では、鈴木委員、どうもご報告ありがとうございました。

それでは、次の日程に移ります。

日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

## ○事務局職員

日程第2は、部課長の報告事項でございます。どうぞよろしくお願いたします。

## ○幼児教育センター所長

私からは、大田区幼児教育振興プログラムの改正に伴う委員会設置要綱の制定について、ご説明をいたします。

お手元に新たに制定いたしました「大田区幼児教育振興プログラム検討委員会設置要綱」を配付いたしました。

既に、協議会でもお話をしておりますが、この要綱に基づきまして、これから区の幼児

教育の基本方針が具体的に取り組みを定めた「大田区幼児教育振興プログラム」の見直しを検討していきたいと考えております。

現在は、委員の選任についても大学教授などの学識経験者へ委員会参加の打診や公募委員の募集手続きなどを着々と進めているところでございます。

また、本件は幼児教育センターの施策の基本方針の重要な改定と捉えて、区民公募手続、いわゆるパブリックコメントを行う予定でございます。

委員会につきましては、年間4回程度の開催を予定しております。

そこで、様々な視点から現在のプログラムの内容をご検討いただき、その結果は委員会報告後に冊子を刊行して、関係機関に周知をいたします。

そして、この結果報告を踏まえて、幼児教育センターが展開しております現在の事業を見直し、新たに幼児教育振興の施策を整備し、さらなる区の幼児教育の充実に努めてまいります。

私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

#### ○委員長

ただいまの報告にご意見・ご質問等ございますか。

(なし)

#### ○委員長

それでは、次の日程に移ります。

日程第3について、事務局職員の説明を求めます。

#### ○事務局職員

日程第3は、議案審議でございます。議案を読み上げます。

第12号議案、大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則。

第13号議案、大田区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部を改正する規則。

第14号議案、大田区教育委員会工事施行規程の一部を改正する訓令。

以上、3件でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### ○委員長

では、ただいまの議案について、事務局から説明をお願いします。

#### ○教育総務課長

それでは、議案提出理由によりまして、まず、第13号議案「大田区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部を改正する規則」からご説明させていただきます。

幼児教育センターの機能強化のため、幼児教育補助員を新たに設置するほか、区立小中学校における読書教育の推進や学習支援の強化のため、読書学習司書を新たに配置する必要が生じたことから、規則改正をお願いするものでございます。

これらの新設により、新年度は一層の体制強化を図ってまいりたいと思います。  
ご審議よろしくお願ひします。

#### ○委員長

ただいまのご説明に対して、ご意見・ご質問はありますか。  
(なし)

#### ○委員長

では、第13号議案について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。  
(「はい」との声あり)

#### ○委員長

では、13号議案について、原案どおり決定いたします。  
続いて、事務局から説明をお願いします。

#### ○教育総務課長

続きまして、第12号議案「大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」について説明をいたします。

主な改正点は3点ございます。

1点目は、平成27年特別区人事委員会勧告では、月例給の公民格差是正のため、0.35%の引き上げが勧告されました。教育委員会で雇用している非常勤職員の報酬についても、この勧告を反映させるため、改正する必要が生じたものでございます。

2点目は、報酬区分の変更でございます。これまで学校事務補助員については、月15日勤務のみでございましたが、有為な人材確保の観点から月14日の勤務の職種を設けることとし、15日勤務を甲、14日勤務を乙という区分にしております。また、これまで「教育相談員（教職）」でございますけれども、こちらにつきましては都が人件費を負担しておりましたが、来年度より一部区が任用して人件費を負担することとなるため、「教育相談員（教職）」の項目を新たに設ける必要が生じました。また、現在は心理職の教育相談員に（適応指導教室）という区分がございますが、適応指導教室以外にも配置することができるよう「教育相談員（心理職）」の任用区分に一本化することで、柔軟な人事配置を可能としたいと考えております。

さらに、「教育相談員（心理職）」につきましては、経験5年以上の甲区分と5年未満の乙区分がございましたが、この区分をやめて柔軟な採用ができるように一区分に変更したいというふうに考えております。

3点目は、職種の 신설に伴う改正でございます。第13号議案でご承認いただきました幼児教育補助員及び読書学習司書の 신설に伴い、新たに項目を設け報酬額を定めるものでございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願ひいたします。

#### ○委員長

一つだけ教えてください。

先ほど、今まで学校事務補助員は月15日の人だけだったのだけれども、15日と14日の人を二種類つくるということですが、1日違いというのがそんなに大事なことなのですか。

○教育総務課長

月15日にしますと、これが四捨五入をしたときに月例給に近いということで、社会保険料等が加算されるということになります。そして、月14日ですと、その方の社会保険料について雇われている方の負担がなくなるということで、手取り給与に少々違いが出てくるということです。扶養を受けていらっしゃる方と受けていらっしゃらない方で実質的な賃金が大きく変わってくるということです。15日勤務はやりたくないけれども、14日ならやりたいという経験者の方などがいらっしゃるために、こういった区分を設けているということです。

○委員長

そうするとむしろ、働く人の側から甲・乙を選べるようにしましょうというような趣旨でしょうか。

○教育総務課長

そのとおりです。

○委員長

わかりました。他にご意見・ご質問はございますか。  
(なし)

○委員長

では、第12号議案について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。  
(「はい」との声あり)

○委員長

では、12号議案について、原案どおり決定いたします。  
最後に、第14号議案について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

第14号議案「大田区教育委員会工事施行規程の一部を改正する訓令」について、説明をいたします。

組織改正により、平成28年度より計画財政部が廃止され、企画経営部が新設されることから、第35条中の計画財政部長を企画経営部長に改める必要が生じたものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長

ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問はありますか。

(なし)

#### ○委員長

では、第14号議案について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

#### ○委員長

では、14号議案について、原案どおり決定いたします。

#### ○藤崎委員

さきほど、鈴木委員から「平成27年度市町村教育委員研究協議会」の分科会についての報告がありました。

国が描いている絵、都が描いている絵、いろいろな名前の箱だけできておりてくるというのが割とよくありますが、PTAをやっている人間からすると、現場は混乱したりします。

「学校を支援する」まず、時間帯を考えたときに、学校が考えるのは平日の昼なんですね。ところが平日の昼あいている人間というのは限られています。先ほど副参事もおっしゃってくださったように世代交代というときに、今、できる人は一生懸命やってくさっていますし、小中学校全校に「学校支援地域本部」をつくっているということは、何人ものコーディネーターが必要になります。そうすると現在、一人の人、同じ人に相当負担がかかっている状態で、その方の好意で活動が回っているということになります。国が出してくるものは全国レベルを見て言っているわけなので、我々区の教育委員会は区の児童・生徒たちがどういう状況にあるかというところにどんどん読みかえをしていかないと、形だけできて一人が四つも五つも兼務するような役職がついて、倒れるまで頑張れみたいなことになってしまっただけでは、意味がないと思います。

それは私自身も自戒の念を込めているのですが、読みかえ、つまり「大田区の場合では」を前提にいろいろと議論したり、協議していかなければならないなと強く思います。すみません、ちょっと一言だけつけ加えさせてください。お願いします。

#### ○委員長

よろしいですか。

では、これで平成28年第3回大田区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後2時45分閉会)